

政令第 号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項並びに第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項ル及びヲ中「四万キロワット」を「二万キロワット」に、「三万キロワット」を「一万五千キロワット」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日前に環境影響評価法第三条の十第一項後段の規定による通知又は同法第四条第一項前段の規定による届出若しくは同項後段の規定による書面の作成若しくは同条第六項後段の規定による通

知若しくは書面の作成が行われた同法第二条第三項の第二種事業に該当する同条第一項に規定する事業であつて、この政令の施行後同条第二項の第一種事業に該当するものに係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

理由

太陽電池発電所の設置の工事の事業等における環境影響評価の対象事業として、第一種事業及び第二種事業の要件を改める等の必要があるからである。